

## 三鷹市自治基本条例検討試案に対する市民の意見(概要)と市の考え方

三鷹市自治基本条例検討試案	市民の意見(概要)と市の考え方
<p>三鷹市政は、主権者である市民の信託に基づいて成立し、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。</p> <p>市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そしてともに責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。</p> <p>三鷹市は、文人達も愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。</p> <p>私たち市民は、三鷹市の財産ともいえる自然と文化、歴史を大切に受け継ぎ、郷土を愛する心を守り育てることを宣言する。そして、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、誇りに思える地域社会を築き上げ、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「郷土を愛する心」など「愛国心」を思い起こさせる前文であり、市民がこれを宣言する気持ちになれない。</li> <li>・市民の歴史観、文化観は多様であり、価値観の違いを尊重し合えることこそ、民主的で健全なまちの姿であることを思うと、「歴史、文化を大切に受け継ぐ」という文言も、不用意に用いられるべきではない。</li> <li>・前文で、市民が宣言しているのは、「郷土を愛する心を守り育てる」ことだけである。この言葉は、今非常に政治的な意味合いを持つものになっており、自治体の憲法ともいべき自治基本条例の前文に入れるのは不相当である。要綱案にあった三鷹市(行政)が「愛される郷土としての三鷹を創る事をめざす」に戻すべきだと思う。</li> <li>・「三鷹市政は…」で始まっている文章が多い。市民主権・市民自治の観点が弱い。</li> <li>・住民自治の視点だけでなく、補完性の原則を踏まえた団体自治の視点をもっと出す必要がある。</li> <li>・「協働」や「まちづくり」がそれぞれ3つも出ている。</li> <li>・前文で市民の「参加と協働」を基本としているが、市民と自治体の基本関係は「協働」ではなく「市民主権」による「信託」に基づいて成立し、「地方自治の本旨」とは「団体自治」と「住民自治」の原則を徹底させるため地方自治法は広く住民に地方政治に参加する道を開いているのである。市民や市民活動家団体や民間事業者(民間福祉事業者、民間保育所、私立幼稚園等)と、行政機関のリンケージを排除せず相互に連携し、協働関係を取り結ぶことはあって、それは</li> </ul>

三鷹市自治基本条例検討試案	市民の意見（概要）と市の考え方
	<p data-bbox="1227 193 2078 272">業務委託契約であり、参加した住民の代表に政治的「権限」を委任する法的効果のあるものではない。</p> <p data-bbox="1227 339 1469 371">（他に同意見多数）</p> <p data-bbox="1227 435 1417 467"><b>（市の考え方）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1227 483 2078 563">・ 条例案では、前文に寄せられた多くの意見を踏まえ前文の全体的な見直しを行いました。</li> <li data-bbox="1227 579 2078 707">・ 前文の冒頭の文章を改めるとともに、「三鷹市の財産ともいえる自然と文化、歴史を大切に受け継ぎ、」「郷土を愛する心を守り育てることを宣言する」等の表現を改めました。</li> <li data-bbox="1227 722 2078 898">・ 地方自治は、「住民自治」とともに「団体自治」が不可欠であるのはご指摘のとおりです。前文に掲げる「日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現する」という文言には、当然「団体自治」の実現も含まれるものと考えています。</li> <li data-bbox="1227 914 2078 1137">・ 検討試案の前文では冒頭に「三鷹市政は、主権者である市民の信託に基づいて成立し」と掲げ、基本原則として主権を持った市民の信託による自治体成立の原則を明らかにしています。その上で、基本構想で掲げている協働のまちづくりの推進について、同様の規定を行っています。</li> </ul>

三鷹市自治基本条例検討試案	市民の意見（概要）と市の考え方
<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。</p>	
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。</p> <p>(2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。</p> <p>(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(4) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「野宿者」は「市民」の定義に含まれるのか。</li> <li>・「事業者等」に「建設業者」も含まれているとすれば、建設業者と市民とのトラブルが多発している現実を考え、建設業者には「役割と責務」を設けるべき。</li> </ul> <p>（市の考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例の「市民」の定義は、市内に住所を有していなくとも、市内で活動をしている人も対象とする幅広い捉え方をしているので、市内で生活する「野宿者」も「市民」の定義に含まれると考えます。</li> <li>・建設業者等も含めた「事業者等」の責務については、第6条に事業者等の責務を定めるとともに、個別の規定においてもまちづくり条例や環境基本条例で事業者の役割や責務を定めています。</li> </ul>
<p>（条例の最高規範性等）</p> <p>第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。</p> <p>2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直しと検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高規範としての自治基本条例と位置づけるなら、改廃については、一般の条例よりは厳しい特別決議などの要件をつけることが必要と考える。</li> <li>・最高規範として位置づけるものであるから、安易に修正すべきものではなく、他の条例の上を行くものであるから、それを担保する措置として住民投票による市民の判断の裏づけを取るべき。</li> </ul> <p>（他に同意見多数）</p>

三鷹市自治基本条例検討試案	市民の意見（概要）と市の考え方
	<p><b>（市の考え方）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の制定改廃に当たり、地方自治法に定めるものを除き3分の2の特別多数決の議決や、住民投票による同意を条件とすることは、同法の規定に抵触すると考えます。しかし、自治基本条例は市政の基本的な仕組み等に係る制度を定めたものであることから、その改廃に当たっては本条例に基づきパブリックコメント制度による意見聴取等が行われるものとなります。</li> </ul>
<p>第2章 市民と市民自治 （地域における市民の権利、責務等）</p> <p>第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。</p> <p>2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するために、まちづくりを主体的に行うことができる。</p> <p>3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言と行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯と責任に基づき、互いの意見と行動を尊重しなければならない。</p>	<p>・市民の責務として、「自らの発言と行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯と責任に基づき、互いの意見と行動を尊重しなければならない」は削除すべき。</p> <p><b>（市の考え方）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が主体的に参加し、自由に自立した活動やまちづくりを行ううえで、第3項の規定は「市民間のルール」の規定として必要な事項であると考えます。</li> </ul>
<p>（市政における市民の権利、責務等）</p> <p>第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。</p> <p>2 市民は、市政情報に関し、知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。</p> <p>3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。</p>	<p>・「市長、議員、および職員を選定・罷免し、自治体の機構を決定することは市民固有の権利である。」を追加することを求める。</p> <p>・市民は「市政へ参加する権利を有する」とされているが、単なる参加ではなく、施策の立案・決定・実施を含めた「参画する権利」とすべき。</p> <p><b>（市の考え方）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例案の前文で「主権者である市民の信託に基づく三鷹市政」の規定には、当然、地方自治法に基づく市長、議員及び職員を選定・罷免等の権利を含むものと考えています。</li> </ul>

三鷹市自治基本条例検討試案	市民の意見（概要）と市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市政へ参加する権利」には、「施策の立案・決定・実施」のプロセスも含まれていると考えます。</li> </ul>
<p>（事業者等の権利、責務等）</p> <p>第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携・協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現とまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業者等」に「建設業者」も含まれているとすれば、建設業者と市民とのトラブルが多発している現実を考え、建設業者には「役割と責務」を設けるべき。</li> </ul> <p>（市の考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業者等も含めた「事業者等」の責務については、第6条に事業者等の責務を定めるとともに、まちづくり条例や環境基本条例等の個別の規定においても事業者の役割や責務を定めています。</li> </ul>
<p>第3章 市議会</p> <p>（市議会の役割、責務等）</p> <p>第7条 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及び牽制を行うものとする。</p> <p>2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情・請願への誠実な対応や、議員間の議論の活性化、市民・学識者等の参加した立法活動・調査活動などの重要な規定が脱落している。</li> <li>・市政運営に関して規定される情報公開等（検討試案第14条）、個人情報保護（同第15条）、パブリックコメント（同第16条）、説明責任（同第17条）、要望、苦情等への対応（同第18条）、危機管理（同第28条）等の内容は、議会についても必要な事項であることから、議会に関する条項にこれらを加えるべき。</li> </ul> <p>（他に同意見多数）</p> <p>（市の考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3章については、市議会の意見を踏まえ条例要綱案の内容を整理し規定を行いました。なお、市議会に関する直接的な規定は合わせて2条ですが、主体が「市は」となっている規定は市議会も含まれますので、第14条の「情報公開等」、第15条の「個人情報の保護」などの規定による責務等は、市議会にも適用されるものとなります。</li> </ul>

三鷹市自治基本条例検討試案	市民の意見（概要）と市の考え方
<p>（市議会の立法活動、調査活動等）</p> <p>第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言と政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。</p>	
<p>第4章 執行機関</p> <p>（市長の責務）</p> <p>第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政の運営に当たらなければならない。</p> <p>2 市長は、毎年、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。</p>	
<p>（執行機関の連携・協力）</p> <p>第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断と責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。</p>	
<p>（補佐職の設置等）</p> <p>第11条 市長は、助役等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うために、補佐職等を設置し、任用することができる。</p> <p>2 市長は、地方自治法第161条第2項及び第3項の規定に基づき設置する助役について、その職が市長を補佐し、代理する職であることを明確にするために、助役の呼称を副市長とすることができる。</p>	<p>・助役の名称変更だけでは無意味である。</p> <p>（市の考え方）</p> <p>・助役の呼称を「副市長」と改めるのは、政令市を中心に多くの市で導入されており、市民にとっては、市長を補佐し、代理する職であることが明確になるなどのメリットがあると考えます。</p>
<p>第5章 市政運営</p> <p>（市の率先行動の基本原則）</p> <p>第12条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するために、市の役割と責任を明確にし、率先して行</p>	<p>・障がい者差別禁止の条例を作ってほしい。</p> <p>（市の考え方）</p> <p>・この規定は、女性、子ども、障がい者等の権利拡充や環境問題等への取組について、市が、世界人権宣言、国際人権規約、子どもの</p>

三鷹市自治基本条例検討試案	市民の意見（概要）と市の考え方
<p>動しなければならない。</p>	<p>権利条約、環境関係の条約など、日本政府が批准している国際規約等に基づき、率先して取組を行うことを明らかにしたものです。個別の条例制定など具体的な取組については、基本計画等に基づいて対応することになります。</p>
<p>（基本構想、基本計画の位置付け等）</p> <p>第 13 条 市長等は、総合的、計画的な行政運営を行うために、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るために、基本計画を策定するものとする。</p> <p>2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。</p>	
<p>（情報公開等）</p> <p>第 14 条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加と公正で民主的な市政の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開と情報提供を行わなければならない。</p>	<p>・情報公開されたものの公平性・透明性を第三者機関がチェックできるシステムを条項に盛り込んでほしい。</p> <p>（市の考え方）</p> <p>・情報公開条例に基づいて設置している情報公開審査会は、情報公開に関する市民等の不服申立てや情報公開制度の適正かつ円滑な運営や改善に関する権限を持つ機関として設置されています。</p>

<p>(個人情報保護)</p> <p>第 15 条 市は、市民の基本的な人権を守るために、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するために、必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>(パブリックコメント)</p> <p>第 16 条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、提出された市民の意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。</p>	<p>・パブリックコメントの規定に「市民の意見を尊重し」を入れるべき。</p> <p>(市の考え方)</p> <p>・条例要綱案に寄せられた意見を踏まえ、条例検討試案及び条例案では「市民の意見を反映させるために」との規定を追加しています。</p>
<p>(説明責任)</p> <p>第 17 条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画や事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p>	
<p>(要望、苦情等への対応)</p> <p>第 18 条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。</p>	
<p>(オンブズマン)</p> <p>第 19 条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正</p>	<p>・オンブズマン、市の理事者からの独立や権限の強化を図るべき。</p>

<p>で透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）を設置する。</p> <p>2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。</p> <p>3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。</p>	<p><b>（市の考え方）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の地方自治法の規定では、オンブズマンを市長等とは別の独立した執行機関として設置することはできません。そこで三鷹市の総合オンブズマンは、附属機関として設置していますが、市長から独立した執行機関である監査委員と同様に、委嘱や任期半ばの解嘱にあたっては市長が議会の同意を得ることとしており、一定の独立性を保障しています。</li> </ul>
<p><b>（職員及び組織）</b></p> <p>第 20 条 市は、広く人材を求め、公正で有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成及び適切な人事評価と処遇を行うことにより、職員と組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。</p> <p>2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。</p> <p>3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化や市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。</p>	
<p><b>（適法・公正な市政運営）</b></p> <p>第 21 条 市政の運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益通報について条例要綱案にあった通報した者への不利益措置を禁ずる規定や通報の受付機関の規定が削除されており、条例で復活させるべき。</li> <li>・ 公益通報者保護の条項は国の条例ができるので見合わせるのとことであるが、公務員は公益を守るために積極的に行動する義務があり、組織内の不正を見過ごすべきではない。そのための通報者は保護されるという大筋を示すべきである。</li> </ul>

	<p>(他に同意見多数)</p> <p><b>(市の考え方)</b></p> <p>・条例要綱案では、公益通報の調査・受付機関として総合オンブズマンがその役割を担うなどの具体的な制度の創設を提案していました。しかし、公益通報について寄せられた意見の中で、総合オンブズマンではなく、外部の弁護士会を受付機関とすべきなどの指摘がなされるとともに、国レベルで「公益通報者保護法」が成立し、自治体の業務についても法の対象となるなどの状況の変化もありました。そこで、これらの意見や法の成立を踏まえて、三鷹市における独自の公益通報制度のあり方を引き続き検討していくこととしました。</p>
<p>(政策法務)</p> <p>第 22 条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するために、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。</p> <p>2 市は、この条例及び第 13 条第 1 項に基づき定める基本構想及び基本計画の目的を達成するために、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。</p>	
<p>(行政サービス提供の基本原則)</p> <p>第 23 条 市長等は、提供する行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、行政サービスの提供に当たっては、公平かつ効率的で、質の高いサービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。</p>	<p>・「効率」について、行政サービスは効率で図ることができないことが多いことから、削除するべき。</p> <p><b>(市の考え方)</b></p> <p>・地方自治法でも「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、…最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めており、同様の趣旨で、効率的な行政運営は必要と考えます。</p>

<p>(自治体経営)</p> <p>第 24 条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上と成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。</p> <p>3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化と社会資本整備等における世代間の負担の公平化を図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。</p>	<p>・第 5 章に予算の執行に関する項目がない。</p> <p>(市の考え方)</p> <p>・第 24 条第 1 項と第 2 項には、「最少の経費で最大の効果を上げる」や「健全な財政運営に努める」など、予算の執行における基本的な方針・姿勢等が含まれています。</p>
<p>(行政評価)</p> <p>第 25 条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等へ速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。</p>	
<p>(監査)</p> <p>第 26 条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行の監査を行うに当たり、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえた監査を行うものとする。</p>	
<p>(出資団体等)</p> <p>第 27 条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。</p> <p>2 市長等は、他の団体へ出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務や財務に関する情報の開示を求めることができる。</p> <p>3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に係る</p>	

<p>市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要な場合、当該団体等に対して意見、助言等を述べることができる。</p>	
<p>(危機管理)</p> <p>第 28 条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保と向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を確立するために、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。</p>	
<p>第 6 章 参加及び協働 (計画の策定過程等)</p> <p>第 29 条 市長等は、基本構想、基本計画及びその他の重要な個別計画(以下「計画等」という。)の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。</p>	<p>・第 6 章の表題を「参画及び協働」にする。また「多様な参加」を「多様な参画」に修正する。</p> <p><b>(市の考え方)</b></p> <p>・他の自治体では、参加 = 政策立案過程での参加、参画 = 執行過程も含めた参加と使い分けている事例もありますが、三鷹市では、「参加」には「施策の立案・決定・実施」のプロセスも含まれるものと位置付けています。</p>
<p>(市民会議等の設置及び運営)</p> <p>第 30 条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるために、市民会議、審議会等(以下「市民会議等」という。)を設置することができる。</p> <p>2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、市民会議等の会議を、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則的に公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</p>	<p>・市の行政委員は高齢化し、マンネリ化している。任期をもっと短期で区切った方がよい。</p> <p><b>(市の考え方)</b></p> <p>・市民会議等の構成や公開等のあり方については、本条項で、その基本的な事項を示しました。今後、この規定に基づき、市民会議等の公開等の具体的なあり方を検討することとなります。</p>

<p>(コミュニティ活動)</p> <p>第 31 条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂(以下「コミュニティ施設」という。)の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由と責任を基調とした管理運営が行われなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティー活動を、既存施設のみを中心に考えるべきではない。</li> </ul> <p>(市の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 33 条参照</li> </ul>
<p>(協働のまちづくり)</p> <p>第 32 条 市長等は、市、市民、事業者等の多様な主体が相互に連携・協力し、まちづくりや公共サービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するために、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、開かれた参加と意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。</p> <p>3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するために、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。</p>	
<p>(学校と地域との連携)</p> <p>第 33 条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かした、創意工夫と特色ある学校づくりを行うとともに、市長と連携し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。</p>	<p>・この条文が教育委員会の役割についての唯一の規定であることを考えると、役割がずいぶん矮小化されている。最も重要な教育委員会の役割と責務は、まちづくりにおける市民の基本的な権利である学習権の保障において他にないと思う。</p> <p>・学校を核としたコミュニティづくりは、市民自治の基本を支えるコミュニティづくりとして納得できるが、学校運営への積極的な参加がそのまま創意工夫を活かした学校づくりとなるのかは疑問である。</p>

	<p>(他に同意見多数)</p> <p><b>(市の考え方)</b></p> <p>・第 33 条は、教育委員会による、「コミュニティ・スクール」の取組や、学校を核としたコミュニティづくりの基本的な姿勢・方針を掲げたものであり、教育委員会の「責務や役割」を規定することを目的としたものではありません。「第 6 章 参加及び協働」の項目として、第 31 条で、三鷹市が先駆けて取り組んだコミュニティ・センター等を核としたコミュニティの推進、第 32 条で市民協働センターの整備も含めた協働のまちづくりの推進、そしてこの第 33 条で学校を核としたコミュニティづくりに関する規定と、いずれも三鷹市のこれまでの参加及び協働の実績を踏まえた基本的な理念・方針等を定めたものです。</p>
<p>(出資団体及び他の官公庁との連携等)</p> <p>第 34 条 市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、三鷹市における総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じて、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。</p>	
<p>(住民投票)</p> <p>第 35 条 市内に住所を有する年齢満 18 歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、第 1 項の請求を受理した日から 20 日以内に市議会を招集し、意見を</p>	<p>・対象を「市の権限に属する重要事項」と限定することにより、例えば都・国の事業に対する市民意思を示す機会を失うことになる。</p> <p>・条例検討試案の規定は、実質的には、三鷹市では常設型の住民投票制度は設けないとすることと等しいと考える。</p> <p>・「市民は市政に関わる重要事項について、住民投票の実施を請求することができる。その結果について、市長・議会は尊重する。請求に関わる要件等については別の条例で定める」といった規定にした方がよい。</p>

付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。

・市議会での発議権を持つ市長・議員が住民投票を請求することは、政治的に濫用される恐れもあると見て制限するべきだと考える。市長については、義務的案件的発議を制限列举すればよい。

(他に同意見多数)

#### (市の考え方)

・住民投票の結果に基づいて市が決定等を行うときに、それが市の権限に属さないもの(国・都等の権限)である場合は、市が住民投票の結果を受けて必要な措置を講ずることができないため、条例検討試案や条例案では、住民投票の対象となるのは「市の権限に属する市政の重要事項」としました。ただし、国や都が実施する事業について、市(長)が意見を表明するなどの権限は有しますので、その際、市民の意向を確認するために住民投票を実施することはできます。

・投票資格、投票事項等を常設型の住民投票条例で定めるのではなく、住民投票を実施する必要が生じた際に、市民が提案して、投票資格等を規定する住民投票の実施条例を制定する制度が適切と考えました。

・「住民投票の結果を市長・議会が尊重する」と定めることについては、具体的な規定と合わせて、住民投票の実施条例で定めることが適切と考えます。例えば市町村合併等の市政の重要事項を問う住民投票について、著しく投票率が低かったときは開票をせずに、再度広報活動を行ってもう一度住民投票を行うことを条件とする場合や、開票結果について賛否がほぼ同じ(僅差)となった場合も、もう一度投票を行うことを住民投票の実施条例で定める場合も想定されます。つまり、どのような投票率や投票結果であろうと「住民投票の結果を市長・議会は尊重する」ことを自治基本条例で原則として定めて

	<p>しまうよりも、個別の実施条例で、投票結果の取り扱いの条件も合わせて定める方が適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例検討試案や条例案では、住民発議による住民投票の実施のみを定めており、市長又は議員発議による住民投票の規定はありませんが、市長又は議員が発議する場合は、地方自治法の規定に基づき、住民投票実施条例を提案することとなります。</li> </ul>
<p>第7章 政府間関係  (国、東京都等との政府間関係)  第36条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等(以下「国等」という。)との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対して、制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民、事業者と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7章の表題を「国、東京都及び他の自治体」に、第36条の表題を「国、東京都との関係」に修正する。</li> </ul> <p><b>(市の考え方)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2000年の分権改革により、国と地方は対等平等の関係になり、今後の分権改革を積極的に提起するためにも「政府間関係」が適当と考えます。</li> </ul>
<p>(他の自治体等との連携)  第37条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービスや施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的で効率的な行政運営を行わなければならない。</p>	
<p>(海外の自治体等との連携、国際交流の推進)  第38条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。</p>	
<p>附 則  この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。</p>	
<p>その他の意見(条例全体、まちづくり懇談会等について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月6日以降に再度懇談会をやってほしい。協働のまちづくりが問われている。</li> </ul>

- ・市民から出された多くの意見を公開するとともに、市側の意見も公表してほしい。
- ・先に市報に公表された「概要」は、条例の全文が掲載されていない。全文を掲載した市報の「特別号」を発行し、全戸配布を行ってほしい。
- ・三鷹市にふさわしい立派な自治基本条例になるように、あわせて時間を十分にかけてほしい。
- ・最高規範性を主張するのであれば、作成のプロセスをもう少し大事にする必要がある。
- ・条例をつくるときに子どもの意見を反映させるよう、子どもから意見を聞く場を設けてほしい。
- ・市民への周知徹底、市民意見の集約・努力についても極めて形式的な実績作りを狙ったものとは思えない。意見の集約、問題点の解決・努力が十分なされたとはいえない。6月議会への上程のための日程づくりとその強行は拙速である。もっと時間をかけ、誠意を持って市民の要望に対応すべきである。

(他に同意見多数)

#### (市の考え方)

- ・まちづくり懇談会については、5月9日以降、時間帯や開催地域を変更して2回追加開催しました。また、条例検討試案に対する意見の提出期限も延長しました。
- ・市民から提出された意見は、それを項目毎に一定の取りまとめを行い、広報やホームページで公表します。
- ・自治基本条例が成立した際は、条文毎の説明を行ったリーフレット等の作成を行い、市内の公共施設で配布します。また広報の特

集号も発行し、条例案の全文、市民意見に対する市の考え方、検討の経過等について掲載します。

・自治基本条例の制定については、平成 14 年 10 月にまちづくり研究所で検討を始めて以降、条例要綱案と条例検討試案を策定・公表し、そのたびにまちづくり懇談会や出前説明会を実施して市民の皆さんのご意見を伺ってきました。

また自治基本条例については、制定をもって「ゴール」としてしまいうのではなく、第 3 条第 2 項に定めるように、今後も条例の不断の見直しと検証を行い、将来にわたり発展させる必要があると考えています。

なお、こうした懇談会等の開催にあたっては、この条例の性格から、特に子どもなど対象の特定は行わず、広く市民の皆さんに参加を呼びかけたところです。